

国立大学法人金沢大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することとしている。 〕

役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 平成18年人事院勧告を参考にして、以下の改定を行った。
・地域手当の支給割合を1%から2%に引き上げた。
・広域異動手当を新設した。 }

理事 { 同上 }

監事 { 同上 }

理事(非常勤) { 該当者なし }

監事(非常勤) { ・地域手当の支給割合を1%から2%に引き上げた。 }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 21,019	千円 14,676	千円 6,039	千円 293 (地域手当) 11 (寒冷地手当)		3月31日	
A理事	千円 13,407	千円 8,736	千円 3,731	千円 340 (地域手当) 131 (広域異動手当) 49 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)		3月31日	
B理事	千円 12,553	千円 8,736	千円 3,594	千円 174 (地域手当) 49 (通勤手当)		3月31日	*
C理事	千円 14,540	千円 10,116	千円 4,162	千円 202 (地域手当) 49 (通勤手当) 11 (寒冷地手当)			
D理事	千円 14,625	千円 10,116	千円 4,162	千円 202 (地域手当) 145 (通勤手当)		3月31日	
E理事	千円 14,540	千円 10,116	千円 4,162	千円 202 (地域手当) 49 (通勤手当) 11 (寒冷地手当)		3月31日	
F理事	千円 14,556	千円 10,116	千円 4,162	千円 202 (地域手当) 49 (通勤手当) 27 (寒冷地手当)		3月31日	
A監事	千円 12,564	千円 8,736	千円 3,594	千円 174 (地域手当) 49 (通勤手当) 11 (寒冷地手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 2,056	千円 2,016	千円 0	千円 40 (地域手当)			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に勤務する役員に支給しているものである。

注2:「広域異動手当」とは、転居を伴い、広域にわたる勤務箇所の異動を行った役員に支給しているものである。

注3:「前職」欄の「」は役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員になるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)を示し、「*」は退職公務員(本府省課長・企画官相当職以上で退職した者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

〔 中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学で決定された当初予算の範囲内で運用する。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 国家公務員、独立行政法人及び他の国立大学法人の給与水準を考慮する。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 人件費の範囲内で、勤務成績により勤勉手当(6月、12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号給数)を決定する。 〕

〔 能率、勤務成績が反映される給与の内容 〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6ヶ月間の職員の勤務成績に応じた成績率によって勤勉手当を支給する。
昇格・降格	昇格: その職務の級について定められた必要経年数又は必要在級年数を有する職員について、その職員の勤務成績等に基づき選考により1級上位の職務の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績がよくない場合、下位の職務の級に降格することがある。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給の区分に応じた号給数を昇給させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・本給: 若年層の本給月額を引き上げた。
- ・期末手当・勤勉手当(賞与): 勤勉手当に係る12月期の支給率を100分の71から100分の74.5に引き上げた。
- ・管理職手当: 管理職区分及び本給表区分ごとに定額化した。
- ・扶養手当: 子等に係る扶養手当額を引き上げた。(6,000円(3人目以降5,000円) 6,500円)
- ・地域手当: 支給割合を引き上げた。(金沢市: 1% 2%, 東京都のうち特別区: 13% 14.5%)
- ・広域異動手当の新設: 転居を伴い、広域にわたる勤務箇所の異動を行った職員に支給する。(300km以上: 4%)
- ・非常勤職員の給与: 給与額を職種別の固定単価とした。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1928人	43.7歳	7,066千円	5,086千円	61千円	1,980千円
事務・技術	441人	41.3歳	5,482千円	4,007千円	75千円	1,475千円
教育職種 (大学教員)	892人	48.2歳	8,978千円	6,402千円	68千円	2,576千円
医療職種 (病院看護師)	401人	36.1歳	4,881千円	3,555千円	31千円	1,326千円
技能・労務職種	14人	50.2歳	5,053千円	3,706千円	75千円	1,347千円
教育職種 (附属高校教員)	42人	46.4歳	7,746千円	5,643千円	45千円	2,103千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	46人	44.8歳	7,165千円	5,228千円	82千円	1,937千円
医療職種 (病院医療技術職員)	92人	42.3歳	5,593千円	4,056千円	49千円	1,537千円

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	49.3	7,639	5,439	43	2,200
教育職種 (特任教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	49.3	7,639	5,439	43	2,200

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	61.5	3,767	3,145	97	622
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	88	39.1	3,758	3,133	68	625
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	26	52	3,928	2,860	135	1,068
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	40.5	5,437	3,918	48	1,519
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	37	34.4	3,436	3,436	40	0
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	26.9	3,553	2,626	33	927

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、実験助手等を示す。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5: 「教育職種(特任教員)」とは、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために特別に雇用する者を示す。

注6: 在外職員については該当者がいないため、表を省略した。

注7: 以下の職種については該当者がいないため、表を省略した。

常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」

任期付職員のうち「事務・技術」、「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」

再任用職員のうち「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」

非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」

注8: 再任用職員のうち「事務・技術」、「医療職種(病院看護師)」及び非常勤職員のうち「技能・労務職種」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

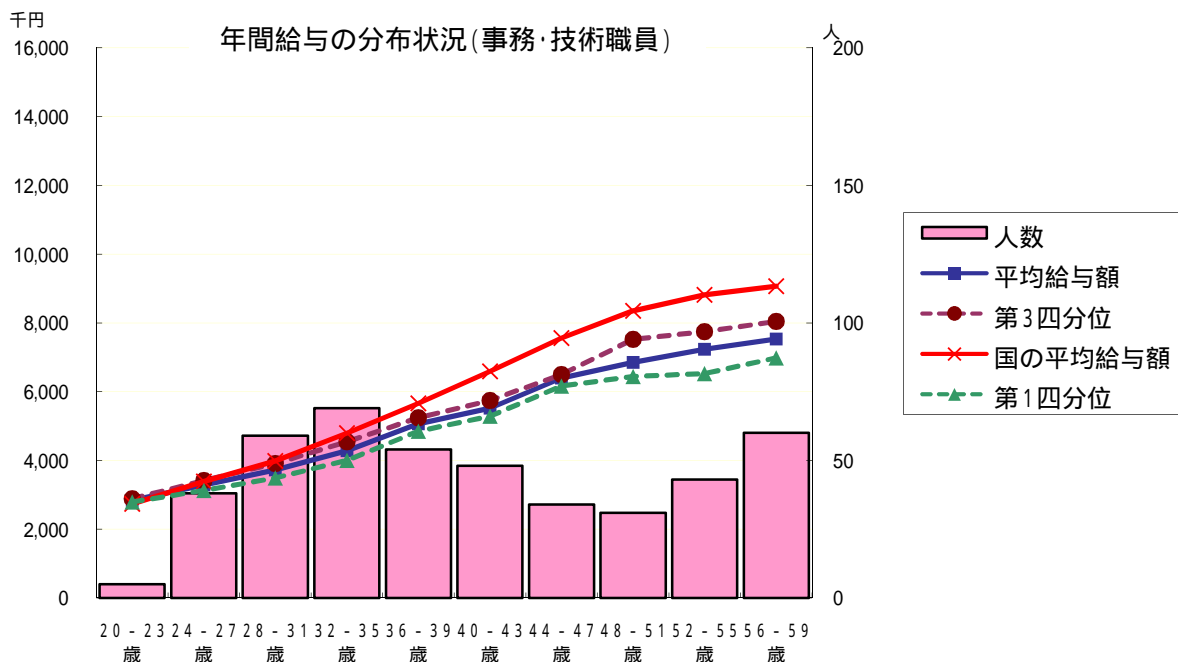
〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち所定内	うち賞与
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-
教育職種 (特任教員)	人	歳	千円	千円	千円
	1	-	-	-	-

注1: 在外職員、再任用職員、非常勤職員及び任期付職員のうち「教育職種(特任教員)」以外の職種については該当者がいないため、表を省略した。

注2: 年俸制適用者については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
 [在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, まで同じ。]

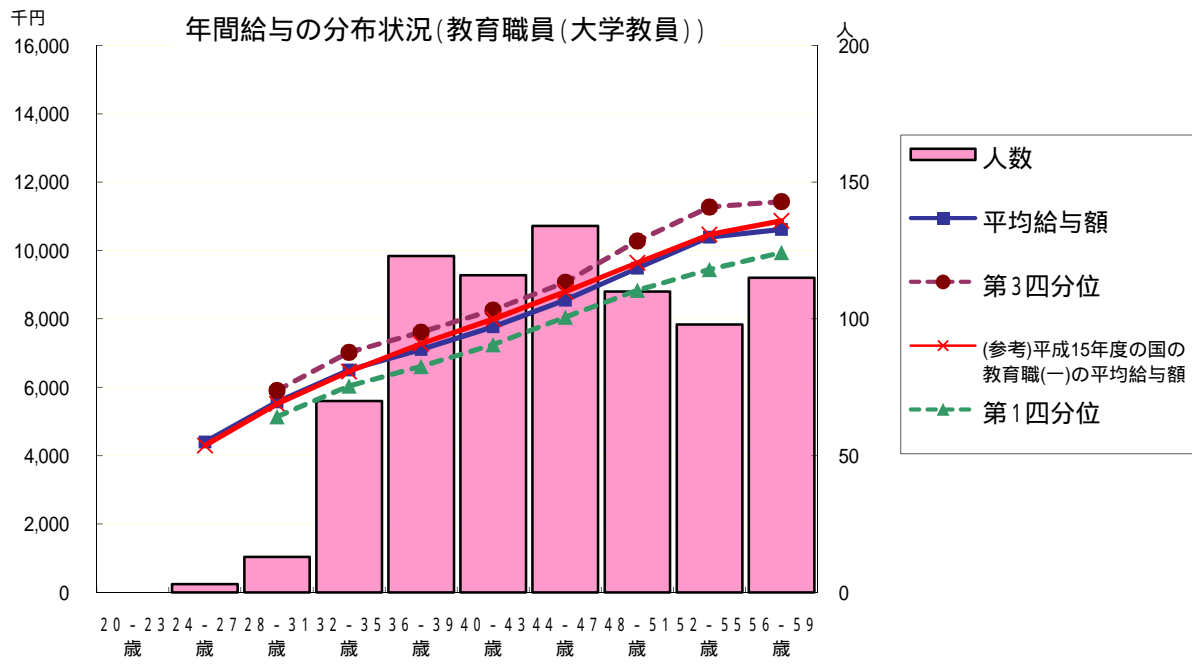


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	7	57.9	8,525	9,282	10,625
課長	20	53.8	7,909	8,500	8,876
課長補佐	49	55.2	7,103	7,441	7,748
係長	142	46.7	5,514	6,077	6,677
主任	90	38.2	4,366	4,858	5,183
係員	133	29.7	3,340	3,645	3,898

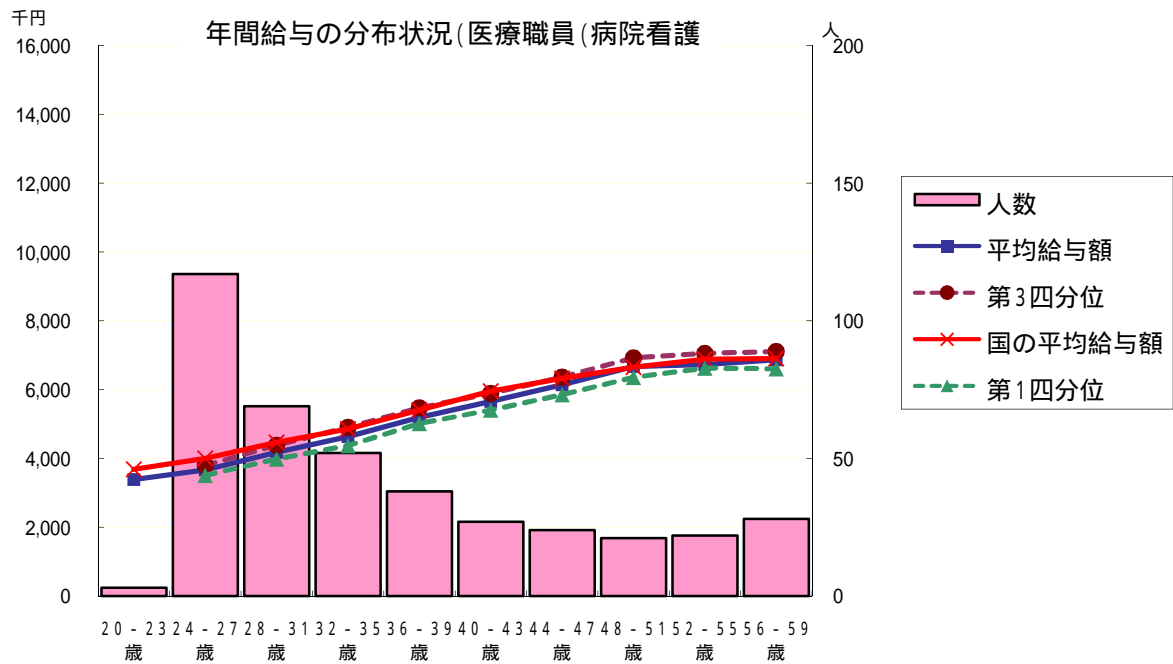
注: 「課長」には, 課長相当職である「室長」及び「次長」を含む。
 本法人は「課長補佐」相当職として「副課長」を置いている。



注: 年齢24～27歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	375	55.5	10,009	10,689	11,326
准教授	264	44.6	7,601	8,213	8,911
講師	80	43.1	7,330	7,842	8,376
助教	165	39.6	6,066	6,619	7,152
助手	8	48.0	6,030	6,354	6,774



注:年齢20～23歳の該当者は3人であるため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	3	54.8	-	7,447	-
看護師長	29	51.1	6,568	6,840	7,103
副看護師長	73	47.4	5,769	6,185	6,740
看護師	294	31.5	3,692	4,279	4,683
准看護師	1	-	-	-	-

注:看護部長及び准看護師は該当者がそれぞれ1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,平均年齢,第1・第3分位及び平均額を記載していない。また,副看護部長は該当者が3人のため同様に,第1・第3分位を記載していない。

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)

(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員 技術職員	主任 一般職員 技術職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長
人員 (割合)	441	51 (11.6%)	115 (26.1%)	170 (38.5%)	66 (15.0%)	25 (5.7%)
年齢 (最高～最低)		39～22	43～27	59～35	59～45	59～39
所定内給与年額 (最高～最低)		2,731～1,990	3,733～2,341	5,159～2,973	6,163～4,470	6,348～5,042
年間給与額 (最高～最低)		3,652～2,684	4,967～3,206	7,117～4,152	8,262～6,263	8,581～7,103

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	部長 課長	部長	部長	事務局長
人員 (割合)	11 (2.5%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)	該当者なし	該当者なし
年齢 (最高～最低)	59～52	-	-	-	-
所定内給与年額 (最高～最低)	7,365～6,061	-	-	-	-
年間給与額 (最高～最低)	9,910～8,268	-	-	-	-

注:7級における該当者が2人,8級における該当者が1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,それぞれの級の「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	892	該当者なし	173 (19.4%)	83 (9.3%)	263 (29.5%)	373 (41.8%)
年齢 (最高～最低)		-	64～25	60～30	64～32	64～39
所定内給与年額 (最高～最低)		-	6,009～3,112	6,580～3,934	7,611～4,074	9,801～5,368
年間給与額 (最高～最低)		-	7,992～4,258	9,091～5,559	10,295～5,682	13,707～7,660

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	401 人	1 人 (0.2%)	293 人 (73.1%)	74 人 (18.5%)	31 人 (7.7%)	1 人 (0.2%)
年齢 (最高～最低)		- 歳	59～23 歳	59～32 歳	59～40 歳	- 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		- 千円	4,737～2,388 千円	5,198～3,519 千円	5,443～4,273 千円	- 千円
年間給与額 (最高～最低)		- 千円	6,601～3,268 千円	7,187～4,888 千円	7,590～5,941 千円	- 千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1 人 (0.2%)	該当者なし 人
年齢 (最高～最低)	- 歳	- 歳
所定内給与年額 (最高～最低)	- 千円	- 千円
年間給与額 (最高～最低)	- 千円	- 千円

注:1級,5級及び6級における該当者がそれぞれ1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	66.7%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4%	33.3%	33.8%
	最高～最低	42.6～31.3%	44.2～29.7%	43.5～30.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	67.5%	66.6%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.4%	32.5%	33.4%
	最高～最低	40.7～30.9%	39.7～29.2%	38.3～30.1%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 64.9	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 35.1	% 36.1
	最高～最低	% 49.8～31.7	% 44.3～30.7	% 44.9～32.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.6	% 33.4
	最高～最低	% 43.1～31.4	% 48.4～29.0	% 46.1～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 60.4	% 61.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 39.6	% 39.0
	最高～最低	% 43.1～33.6	% 48.4～31.8	% 46.1～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 66.8	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 33.2	% 34.0
	最高～最低	% 40.7～30.3	% 39.7～29.7	% 40.2～30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.2

対他の国立大学法人等

98.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

98.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

95.2

対他の国立大学法人等

98.8

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	86.2					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>90.7</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>86.1</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>90.7</td> </tr> </table>	地域勘案	90.7	学歴勘案	86.1	地域・学歴勘案
地域勘案	90.7						
学歴勘案	86.1						
地域・学歴勘案	90.7						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	-						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38% (国からの財政支出額 19,501百万円, 支出予算の総額 51,304百万円:平成19年度予算)						
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)						
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成19年度の対国家公務員の比較指数は86.2となっており、給与水準は適切に確保されている。						
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。						

医療職員(病院看護師)

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	95.2					
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>93.8</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>96.4</td> </tr> </table>	地域勘案	93.8	学歴勘案	94.5	地域・学歴勘案
地域勘案	93.8						
学歴勘案	94.5						
地域・学歴勘案	96.4						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	-						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 38% (国からの財政支出額 19,501百万円, 支出予算の総額 51,304百万円:平成19年度予算)						
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)						
	【検証結果】 本学の給与制度等の改正は、国家公務員の給与水準を考慮して行っている。 平成19年度の対国家公務員の比較指数は95.2となっており、給与水準は適切に確保されている。						
講ずる措置	指数の状況や給与水準の適正について絶えず検証を行い、本学の財政状況を勘案しつつ、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進め、今後も適正な給与水準の維持に努める。						

教育職員(大学教員)

国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 98.2

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増 減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 16,270,222	千円 16,356,268	千円 (%) 86,046 (0.5)	千円 (%) 384,531 (2.3)
退職手当支給額 (B)	千円 2,066,895	千円 1,985,846	千円 (%) 81,049 (4.1)	千円 (%) 427,793 (26.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,134,255	千円 2,778,974	千円 (%) 355,281 (12.8)	千円 (%) 796,824 (34.1)
福利厚生費 (D)	千円 2,338,342	千円 2,376,505	千円 (%) 38,163 (1.6)	千円 (%) 27,491 (1.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 23,809,714	千円 23,497,593	千円 (%) 312,121 (1.3)	千円 (%) 867,577 (3.8)

注1: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している
 注2: 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与, 報酬等支給総額」, 「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1) 「給与, 報酬等支給総額」(前年度比 0.5%)

平成19年度に行った給与改定(地域手当の支給割合の引き上げ, 若年層の本給月額を増額改定及び12月期勤勉手当の支給率引き上げ等)による増額要因があったが, 前年度に引き続き定員削減(事務6人, 教員9人)を行ったこと, 定年退職者の後任が低年齢層になったことにより, 0.5%の減額となった。

(2) 「最広義人件費」(前年度比1.3%)

「給与, 報酬等支給総額」は0.5%の減額となっているが, 定年退職者数増による「退職手当支給額」の増額(前年度比4.1%)並びに看護師, 特任教員及び外部資金等により雇用される職員数の増加に伴う「非常勤役職員等給与」の増額(前年度比12.8%)により, 最広義人件費は1.3%の増額となった。

人件費削減の取組の状況

(1) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ, 人件費削減の取組を行う。

(2) 中期計画において設定した削減目標, 国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 総人件費改革の実行計画を踏まえ, 中期計画において平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(3) 人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成 18年度	平成 19年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	17,061,418	16,356,268	16,270,222
人件費削減率 (%)		-4.1	-4.6
人件費削減率(補正值) (%)		-4.1	-5.3

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり, 平成18年, 平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は, 法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。